油木協働支援センター　農村環境維持・向上事業

美しい景観づくり・花いっぱい運動助成金交付要綱

1条（趣旨）

この要綱は、油木協働支援センター地区内で、美しい景観づくりの一環として、花いっぱい運動を推進して地域環境の向上を目指すことを趣旨とし、自治振興会内で行われるこの事業へ助成することの要綱を定めたものである。

2条（対象）

　油木協働支援センター地区内振興会で、自治振興会事業の一環として行う花いっぱい運動で、利用地の許可等並びに将来の道路使用等に支障がないものを対象とする。

但し、他の補助事業との重複は認めない。

3条（助成金）

　1団体5万円を限度額として、予算の範囲内で助成する。

4条（申請）

　自治振興会長名で（様式第1号）により申請するものとする。

5条（実績報告）

　実施団体は、実績報告書（様式第2号）により、（自治振興会名、事業名、場所、写真、事業計画の理由等）提出するものとする。

附則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。